

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

資料1

施策の方向性	基本方針	番号	基本方針の説明	担当課	関係課	【事業の内容】※R7.4時点	取組実績				【令和7年度の取組予定】※R7.4時点
							【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組実績】※R5.4時点	【令和5年度の取組実績】※R6.4時点	【令和6年度の取組実績】※R7.4時点	
I. 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成											
1. 命を守る ～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～											
	1		○学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。	学校教育課	教育総務課 教育センター	<p>・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを派遣し、具体的な事案に対するアセスメント等を通して、校内支援体制を整え、子ども家庭センター等の関係機関との連携等、多様な支援方法を用いた生徒指導体制の充実と児童生徒・保護者への支援体制の充実</p> <p>・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、守口市いじめ問題対策連絡協議会の設置</p> <p>・不登校、いじめ、発達に関することから友人関係、学習、進路に至るまで、様々な教育上の悩みに対して、教育センター職員をはじめ臨床心理士の専門相談員、学生ボランティア等による教育相談の実施</p>	<p>①令和3年4月中に危機管理マニュアル等の提出を依頼。学期に1回校長会にて指導助言。</p> <p>②避難訓練の実施については例年、学期に1回の実施ではあるが、コロナ禍のため年1回以上の実施。</p> <p>③A E Dを含めた心肺蘇生法等の応急処置については、保健体育の教科書を活用し、市立学校全校で実施。また、AEDを活用した取組みについては小学校等では一部の学年での実施が3校。中学校等では全学年での実施が2校、一部の学年での実施が4校。</p> <p>④登下校の見守りについては毎日、声かけ隊・見守り隊の協力により実施。また、通学路の安全点検については、毎年関係機関と連携した「子どもを守る声かけ防犯パトロール」を実施しているが、令和3年度は千葉県八街市の事故発生を受け、全国で通学路における合同点検が実施されたことから、その合同点検を「子どもを守る防犯声かけパトロール」と兼ねて市立小学校等で実施。</p> <p>⑤市立学校の通告件数63件、虐待対応件数166件。</p> <p>⑥10人のスクールカウンセラー（週1回配置）による事例検討会等の開催回数381回、6人のスクールソーシャルワーカー（月2回派遣）によるケース会議等校内会議への参加103回。</p> <p>⑦守口市立学校生活指導研究協議会の年6回開催（研修含む）。暴力行為発生件数：小学校等196件 中学校等38件。</p> <p>⑧非行防止教室については、小学校等5年生は枚方少年サポートセンターが、小学校等6年生は守口警察が全校実施。薬物乱用防止教室については、小学校等は守口ライオンズクラブが、中学校等は守口地区更生保護司会が全校実施。</p> <p>⑨学期に1回の周知。</p> <p>⑩全校で専門家等を活用した情報モラル教育を実施（専門家活用：小学校13校 中学校5校 警察、携帯会社等）（SNSノート大阪の活用：小学校4校 義務教育学校1校）</p> <p>⑪対応人数：小学校等44人 中学校等22人</p>	<p>・7人のSSWを市立小学校及び義務教育学校を中心に年20回程度派遣。年間合計1560人の児童生徒を支援対象とし、244回（うち関係機関とは39回）のケース会議を実施。</p> <p>・年2回の守口市いじめ問題対策連絡協議会を開催。</p> <p>・教育センターにて、教育相談窓口での相談を198件、教育専門相談員による相談を898件、また児童生徒への学生フレンドの派遣を21件実施。</p>	<p>・6人のSSWを市立小学校及び義務教育学校を中心に年20回程度派遣した。</p> <p>・年間合計1100人の児童生徒を支援対象とし、254回（うち関係機関とは50回）のケース会議を実施した。</p> <p>・年2回の守口市いじめ問題対策連絡協議会を開催した。</p> <p>・児童生徒が相談しやすい「相談窓口」の設置と周知を行った。</p>	<p>・令和6年度、スクールソーシャルワーカーの派遣により小学校等では401名、中学校等では107名の児童生徒に対し支援を行った。相談内容の内訳としては、いじめ・暴力行為等が215件、不登校が387件、児童虐待が237件となっている。</p> <p>・また、子ども家庭センター等の関係機関との連携等については、ケース会議や個別の相談等により、合計220件の関係機関と連携した相談・支援を行った。</p> <p>・市立学校長代表や市長部局関係各課所属長、守口警察署長等を委員とする守口市いじめ問題対策連絡協議会を年2回（7月と12月）開催し、いじめ認知件数等の情報共有や各機関・団体におけるいじめ防止に係る取組みの確認を行った。また、12月に市立小学校を訪問し、学校がいじめ防止に係る取組みについて共有するとともに、今後のいじめ防止に向けた取組みについて協議を行った。</p>	<p>・指導計画を作成し各教科等の関連を図りながら防災教育を実施する。</p> <p>・体育科授業における安全指導や警察等と連携した交通安全教室を実施する。</p> <p>・発達段階に応じてAEDを含めた心肺蘇生法等の応急処置を実践する学習を実施する。</p> <p>・学校、市危機管理室、大阪府及び地域による合同避難訓練を実施する。</p> <p>・専門家等を活用した、いじめ防止を題材とした授業や教職員研修を実施する。</p> <p>・児童生徒の状況を把握するため、学期に1回以上、いじめに関するアンケートを実施する。</p> <p>・市立小学校及び義務教育学校に配置した教育専門相談員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携による相談体制を構築する。</p> <p>・学期に1回、いじめに関する相談窓口を周知する。</p> <p>・教育相談やスクリーニングを充実させ、児童生徒の状況や変化を把握する。</p> <p>・不登校対策の充実を図るため、引き続き市の補助事業を活用し、校内教育支援センター支援員を市立小学校4校、中学校1校に配置する。</p>
	2		○学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。	こども家庭センター		<p>守口市児童虐待防止地域協議会において、月1回以上実務者会議を実施し、要保護・要支援児童のリスクアセスメントや今後の支援方針を検討している。児童の状況については、所属がある場合、モニタリングを依頼し、定期的な情報共有しているが、緊急時の場合は迅速な対応が必要なため電話やメール（外傷程度の確認写真）等で連携を図っている。</p> <p>また対応に苦慮する家庭や協議を深める必要があるケースについては、法律や心理職等の専門アドバイザーを招致して、事例検討・協議も図っていく。</p>	<p>令和3年度実務者会議は年間17回実施した。学校や園へのモニタリングシートによる回答は、要保護児童1人につき年間4回、要支援児童1人につき年間2回実施した。個別事例検討会は63回実施した。代表者会議はコロナウイルス蔓延防止のため、中止した。</p>	<p>令和4年度、守口市児童虐待防止地域協議会において、代表者会議は1回、実務者会議は17回、個別事例検討会議は61回実施した。また困難事例検討会議は15回実施した。</p>	<p>令和5年度、守口市児童虐待防止地域協議会において、代表者会議は1回、実務者会議は17回、個別事例検討会議は71回実施した。また、対応に苦慮する家庭等ケースについては、外部アドバイザーを招致し、困難事例検討会議（ハイリスク・妊産婦）を年22回を実施した。</p>	<p>令和6年度、守口市児童虐待防止地域協議会において、代表者会議は1回、実務者会議は17回、個別事例検討会議は64回実施した。また、対応に苦慮する家庭等ケースについては、外部アドバイザーを招致し、困難事例検討会議（ハイリスク・妊産婦）を年12回を実施した。児童虐待は子どもが在籍する市内小中学校からの通告も多いことから、学校教職員向けの関係機関研修も継続実施している。</p>	<p>令和7年度も引き続き、代表者会議1回、実務者会議は年17回、困難事例検討会議は年20回を実施予定としている。個別事例検討会議は、必要時適宜開催する予定。学校や園へのモニタリングシートによる回答は、要保護児童1人につき3ヶ月に1回、要支援児童1人につき半年に1回を予定している。支援対象児童の状況把握だけでなく、虐待の兆候が疑われる児童などの早期発見、対応ができるよう学校へ定期的に訪問し、更なる連携強化を図る。</p>

施策の方向性	基本方針	番号	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R7.4時点	取組実績				【令和7年度の取組予定】※R7.4時点
							【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組実績】※R5.4時点	【令和5年度の取組実績】※R6.4時点	【令和6年度の取組実績】※R7.4時点	
		3	○学校園の外内における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。 併せて、通学路には、車止めポールや防護柵及びグリーンベルトを設置するなど、安全確保を図るための取組についても継続して実施します。	保健給食課	教育総務課	・通学路のグリーンベルト設置に向けて、市立小学校及び義務教育学校が希望した箇所を市道路公園課へ報告し、設置箇所の増加につなげる。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生を対象に交通安全教室を実施し、交通安全と防犯について守口警察署職員に講義していただいた。	・通学路のグリーンベルトについて、3校区から15箇所の設置要望があり、合計で2,197mのグリーンベルトを設置した。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生を対象に交通安全教室において、交通安全（道路のわたり方）について、守口警察署職員に講義していただいた。 ・小学校及び義務教育学校前期課程3年生もしくは4年生対象の交通安全教室において、交通安全（自転車の乗り方）について、守口警察署職員に講義していただいた。	・通学路のグリーンベルト設置に向けて市道路公園課へ希望箇所を報告し、200mの設置につなげた。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生対象の交通安全教室において、交通安全（道路のわたり方）について、守口警察署職員に講義していただいた。 ・小学校及び義務教育学校前期課程3年生もしくは4年生対象の交通安全教室において、交通安全（自転車の乗り方）について、守口警察署職員に講義していただいた。	・通学路のグリーンベルト設置に向けて市道路公園課へ希望箇所を報告し、300mが設置された。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生対象の交通安全教室において、交通安全（道路のわたり方）について、守口警察署職員に講義していただいた。 ・小学校及び義務教育学校前期課程3年生もしくは4年生対象の交通安全教室において、交通安全（自転車の乗り方）について、守口警察署職員に講義していただいた。	・通学路のグリーンベルトについて、市立小学校及び義務教育学校への希望箇所調査を継続して実施する。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生対象の交通安全教室において、交通安全（道路のわたり方）について、守口警察署職員に講義していただく予定。 ・小学校及び義務教育学校前期課程3年生もしくは4年生対象の交通安全教室において、交通安全（自転車の乗り方）について、守口警察署職員に講義していただく予定。	
		4	○子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されていることから、中学校区並びに義務教育学校区で学校・家庭・地域の連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組を進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動及び家庭教育の支援についても充実を図ります。	学校教育課	保健給食課	・学校運営協議会にて保護者・地域住民等の意見を学校運営に反映し、学校・家庭・地域の協働による教育活動の推進 ・中学校区等で進める重点的な教育活動やめざす子ども像を情報発信するとともに、学校間連携の取組みや学校・家庭・地域のつながりで進める取組みの報告を行う中学校区等教育フォーラムの実施	①学期に1回、健康調査を実施。 ②各校で「食に関する指導の全体計画・年間指導計画」を策定。その計画に基づき取組を実施。 ③新体力テストの結果等を用いて、各校で「体力向上アクションプラン」を策定。そのプランに基づき取組を実施。	・すべての中学校区等において年間5回以上の学校運営協議会を開催した。大久保中学校区では大阪国際大学栄養学科と地域共催で食育イベントを実施した。 ・コロナ禍により一部制限はあったものの、すべての中学校区等において教育フォーラムを実施した。 ・児童生徒が調和のとれた生活習慣を身につけるための自己点検カードなどを活用した取組を推進した。	・すべての中学校区等において年間5回程度の学校運営協議会を開催した。大久保中学校区では大阪国際大学栄養学科と地域共催で食育イベントを実施した。 ・すべての中学校区等において教育フォーラムを実施した。 ・自己点検カードを活用するなど、児童生徒が調和のとれた生活を心掛ける取組を推進した。 ・大阪電気通信大学健康スポーツ科学科と連携し、学生による水泳や運動会における安全管理や指導の補助を行った。 ・「学校部活動以外で中学生も参加できる！スポーツ・文化活動団体」リストを作成し、地域団体への働きかけを行った。	・専門性のある外部人材を活用する等、児童生徒が運動やスポーツの魅力に触れる機会を増やす。 ・生徒がスポーツ活動に親しむ機会の確保に向け、地域団体や近隣大学等に対する働きかけを継続する。 ・食に関する指導の全体計画をもとに発達段階に応じた食育を推進する。 ・外遊びの励行、家庭でできる運動の例示など、児童生徒の日常的な運動習慣づくりに取り組む。 ・学校施設・設備の安全点検を定期的実施する。	
2. 学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～											
		5	○生きていく、また働いていく上での「知識・技能」の習得と未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりとともに、個に応じた指導方法の工夫・改善や学習規律の確立・育成、家庭での生活習慣や学習・読書習慣の確立を目指した取組を推進します。	学校教育課	教育センター	・学力向上にかかる取組をコーディネートする学力向上推進教員を位置づけ、毎月原則オンラインによる学力向上推進教員会議を開催 ・全校年2回以上の公開授業を行い、学力向上に向けた授業研究を推進 ・児童生徒が豊かな感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、情報活用能力を向上させるため、学校司書を配置し、読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進 ・基礎学力の定着および家庭での学習習慣の定着を図るため、民間活力を活用した土曜日における学習会を実施	①②市学力向上プランの策定（4月）及び市学力向上推進プランに基づく学力向上推進プランの全校策定に係る指導助言（年間3回）。学力向上に係る目標値の設定及びアンケート結果による進捗状況の把握と指導助言（年間3回）。研究指定校の学校公開を含む学力向上担当者会議の開催（年5回）。 ②学校司書の配置：中学校区等に1名配置し、計画的に巡回（年間175日）。市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の開催。 ③土曜日学習については、小学校等は年間20回の開催、中学校等は全校で年間38回の開催。	・学力向上推進教員会議を年46回開催した。 ・学校司書を11人配置し、図書ボランティアや図書委員会と連携した毎日開館を実施するとともに、教員との連携による授業支援や、おすめの本をタイムリーな時期に、手に取りやすいようにディスプレイしたり、教科と関連する本のコーナーを別置したりするなど、学校図書館の環境整備を整えた。 ・土曜日学習事業はコロナ禍でやむを得ず実施できない日があったが、各小学校等で20回（参加者数267名）、各中学校等で38回（参加者数198名）実施した。	・学力向上推進教員会議を原則毎週（計41回）継続開催し、各校で策定した「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組を組織的な研究体制のもとすすめるよう支援した。 ・愛知県春日井市など、先進地域への授業視察を行い、そこで得た知見を校長会、教頭会、学力向上推進教員会議等で共有した。 ・学校司書を13人配置し、図書ボランティアや図書委員会と連携した毎日開館を実施するとともに、教員との連携による授業支援や、おすめの本をタイムリーな時期に、手に取りやすいようにディスプレイしたり、教科と関連する本のコーナーを別置したりするなど、学校図書館の環境整備を整えた。 ・土曜日学習事業を、各小学校等で20回（参加者数238名）、各中学校等で45回（参加者数199名）実施した。	・学力向上推進教員会議を原則毎週（計40回）継続開催し、各校で策定した「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自立した学習者の育成に向けた取組を組織的な研究体制のもとすすめるよう、引き続き各校を支援する。 ・愛知県春日井市、東京都港区、新潟県新潟市、静岡県吉田町など、先進地域への授業視察を行い、そこで得た知見を校長会、教頭会、学力向上推進教員会議等で共有した。 ・金田小及び錦中の学校図書館の整備にあたって、アドバイザーから子どもたちの動線を意識した配架の工夫と子どもたちの選びやすい図書分類による配架について助言をもらい、実施した。実施後、2校では、昨年度の同時期比較で来館者数が増加し、利用しようと思う児童生徒数も、全学年で増加した。また、「本に興味なし」の割合も6年生から中学3年生において大きく改善している。しかし、授業で学校図書館の利用する頻度として1カ月に1回以上の割合は5割を下回っている。 ・土曜日学習事業で中学生の参加受け入れを拡充するとともに実施科目に英語を加え、国語、数学、英語の3科目から2科目を選択できるよう変更し、各小学校等で20回（参加者数220名）、各中学校等で45回（参加者数256名）実施した。	・学力向上推進教員会議を原則毎月（計12回）継続開催し、各校で策定した「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自立した学習者の育成に向けた取組を組織的な研究体制のもとすすめるよう、引き続き各校を支援する。 ・探究的な学習の過程に沿って、授業づくりを単元のまとまりで計画したり、「授業のユニバーサルデザイン」の3つの視点（焦点化・視覚化・共有化）を取り入れた授業づくりを進められるよう、全校年2回以上の公開授業を実施する。 ・土曜日学習事業について中学生の参加受け入れを拡充（286名）し、実施する。 ・学校図書館が「本を借りる」だけの場所ではなく、いつでも気軽に利用できる憩いの場となるため、常時開館を実施し、様々な本に触れる機会を増やしていく。 ・授業で図書館の本を活用する機会を増やすとともに、図書館でのイベントの開催や、授業以外の場面で本の話題に触れるなどの様々なしながけと意識的な啓発を続ける。

施策の方向性	基本方針	番号	基本方針の説明	担当課	関係課	【事業の内容】※R7.4時点	取組実績				【令和7年度の取組予定】※R7.4時点
							【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組実績】※R5.4時点	【令和5年度の取組実績】※R6.4時点	【令和6年度の取組実績】※R7.4時点	
		6	○高度情報社会における対応力を育成するため、民間のノウハウを活用した学習機会や1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備のもと、ICTを活用した教育を取り入れ、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するとともに児童・生徒の学習実態を適切に把握した上で、学習支援等にICT機器を効果的に活用します。さらに、新型コロナウイルス感染症が再び拡大することに備え、オンライン授業の導入をはじめ、ICT機器を活用して家庭学習を支援していきます。	教育センター	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> すべての教科等において学習用タブレット端末等のICT機器や協働学習支援ツールを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。 すべての教科等の学習活動を通じて、発達段階に応じた情報活用能力を育成する。 学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業の改善に向けた研究を推進する。 児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度の育成をめざし、学習者用デジタル教科書等デジタル教材の効果的な活用を推進する。 学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習を推進する。 	<p>①すべての教科で利用可能な協働学習用アプリの活用、教職員・児童生徒ともに活用する事のできるクラウドツールの利用。</p> <p>②ICT活用を含む授業力向上研修の実施。授業実践の蓄積と交流。発達段階に対応した情報モラル教材の提供、学習用タブレット端末へのフィルタリングソフト導入。</p> <p>③オンライン授業実施モデルの作成。すべての児童生徒を対象としたオンライン授業の実施。</p> <p>④すべて学校に1教科ずつ、学習者用デジタル教科書を配備。</p> <p>デジタル教材の活用。</p> <p>⑤学習用タブレット端末の家庭学習への活用を推進。通信環境のない家庭に対して、モバイルルータ及びSIMカードを貸与。</p>	<ul style="list-style-type: none"> スマートスクール実現モデル校の錦小学校・八雲中学校を中心に、ICTを活用した授業実践の研究を行った。ICTを活用した授業改善について、情報を共有、研修、モデル校の学校公開などを行った。 情報モラル教育教材「SNSノートおおさか」を活用するなど、発達段階に応じた情報モラル教育を各校で実施した。 ICT活用による授業改善を一層すすめるため、指導者用タブレット端末を整備した。 学校教育情報化コーディネーター増員による支援の充実と、大阪府「GIGAスクール運営支援センター」への参画による教職員のサポート強化を図った。 各校指定された教科の学習者用デジタル教科書を授業や家庭学習において活用した。学習者用デジタル教科書実証事業重点校である守口小学校の公開授業を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートスクール実現モデル校及びリーディングDXスクール事業指定校において公開授業や実践発表を行い、市内で研究成果や取組み実践を共有した。 情報活用能力系統表等を活用して学習指導を実施できるよう、教職員研修を実施した。 学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業の改善に向けて、日常的なクラウド活用について研究を行った。 児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度の育成をめざし、学習者用デジタル教科書等デジタル教材を効果的に活用した。 学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習について研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 府スマートスクール実現モデル校の錦小・錦中を中心に、ICTを活用した授業実践の研究を行った。ICTを活用した授業改善について、情報を共有、研修、モデル校の学校公開などを行った。 情報モラル教育教材「SNSノートおおさか」を活用するなど、発達段階に応じた情報モラル教育を各校で実施した。 学校教育情報化コーディネーター増員による支援の充実と、大阪府「GIGAスクール運営支援センター」への参画による教職員のサポート強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 府スクールエンパワーメント（SE）推進事業指定校（情報活用能力を高くモデル校）において公開授業や実践発表を行い、市内で研究成果や取組み実践を共有する。 情報活用能力系統表等を活用して学習指導を実施できるよう、教職員研修を実施する。 学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業の改善に向けた研究を推進する。 児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度の育成をめざし、学習者用デジタル教科書等デジタル教材の効果的な活用を推進する。 学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習を推進する。
		7	○学力向上の取組については、すべての児童・生徒が学習習慣を身につけ学力を伸ばしているよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R- P D C Aサイクルを徹底するため「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組を推進するとともに、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査等の結果を分析・活用し、大阪府や国との比較等を行いながら学習状況を把握し、一人ひとりの学力向上の結果を通じて、全ての教科において全国平均を上回るとの目標達成に向け、着実に取組を推進します。	学校教育課	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上にかかる取組をコーディネートする学力向上推進教員を位置づけ、毎月原則オンラインによる学力向上推進教員会議を開催。 学力向上にかかるアンケートを学期に1回、児童生徒及び教職員を対象に実施し、学力向上推進教員会議等で共有。 	<p>①②市学力向上プランの策定（4月）及び市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの全校策定に係る指導助言（年間3回）。学力向上に係る目標値の設定及びアンケート結果による進捗状況の把握と指導助言（年間3回）。研究指定校の学校公開を含む学力向上担当者会議の開催（年5回）</p> <p>②学校司書の配置：中学校区等に1名配置し、計画的に巡回（年間175日）。市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の開催。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上推進教員会議を年4回開催した。 学力向上にかかるアンケートを学期に1回実施した。その結果について、学力向上推進教員を中心に各校分析を行い、会議で共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上推進教員会議を原則毎週（計41回）継続開催し、各校で策定した「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組を組織的な研究体制のもとすすめるよう支援した。 学力向上にかかる児童生徒アンケートにおいて、「授業改善の推進」に係る3項目で全国平均より高く設定した市の目標値も、小では全項目、中では1項目で達成した。一方、「自学自習力の育成」に係る3項目では、予習復習の習慣化に改善は見られたものの、平日1日当たりの勉強時間・読書時間では目標値を下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上推進教員会議を原則毎週（計40回）継続開催し、各校で策定した「学力向上推進プラン」に基づく授業改善および自立した学習者の育成に向けた取組を組織的な研究体制のもとすすめるよう支援した。 学力向上にかかる児童生徒アンケートにおいて、「授業改善の推進」に係る3項目における市の目標値について、小では2項目、中では1項目で達成した。一方、「自学自習力の育成」に係る3項目では、中学校の家庭学習に係る項目に改善は見られたものの、その他の項目では数値の向上にはつながらなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業のめあてを明確に示し、めあてに沿った表現する場面や、児童生徒自身が学ぶ必然性を感じ、学ぶ内容・方法を自己選択・自己決定できる活動を設定できるよう、全校年2回以上の公開授業を行い、学力向上に向けた授業研究を推進する。 全国学力・学習状況調査等の結果を活用し、児童生徒一人ひとりの状況を把握・分析し、個に応じた指導を充実させる。 教科や学年間の連携により、授業との連続性のある家庭学習を設定する。 中学校区での家庭学習週間の設定や、自己点検カードの活用などにより、児童生徒が自らめあてをもち、計画的に学習ができるようにする。
3. 心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～											
		8	○人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持つことなどにより、自己肯定感を高めつつ、好奇心や自らの欲求をコントロールできる自己抑制力を育み、自らの夢や希望に向かって、粘り強く行動できる子どもを育成します。さらに、障がい者や国際理解に関する見識を深め、人権尊重の精神を涵養し、子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組を進めます。加えて、多文化共生・国際理解への取組として、外国の歴史・文化や生活習慣、他国の環境等への理解を深めるため、総合的な学習の時間等を活用し、引き続き教育実践に取り組みます。	学校教育課	環境対策課	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の全教職員を対象とした中学校区等におけるブロック人権研修の開催 全教職員だけでなく、関係諸機関の職員や保護者も対象とした支援教育研修の開催 市内の全教職員を対象とした道徳教育推進教員研修の開催 <p>【環境対策課】</p> <p>市内小学校等において総合学習授業時間を利用した出前講座や淀川河川敷での環境学習会等の機会を設けて、身近な生活環境から地球規模まで展開される、環境問題等についての学習内容を提案する。</p>	<p>【学校教育課】</p> <p>①令和3年度5月実施全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙において「自分には、よいところがあると思いますか」の肯定的割合：小学校等72.8% 中学校等63.2%</p> <p>「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか」の肯定的割合：小学校等78.5% 中学校等79.6%</p> <p>②全校にてキャリアパスポートの活用を確認。</p> <p>③例年は年2回の生徒会交流会を実施していたが、コロナ禍のため開催なし。中学校区における連携については、一部の中学校区で地域の清掃活動を実施。</p> <p>④コロナ禍のため、職場体験を実施することはできなかったが、職業講話や職場訪問を実施。</p> <p>⑤⑥市教育委員会主催の研修を年6回開催するとともに、市人権室と共催して人権教育講座を4回開催。加えて、各中学校区等での人権教育研修開催を支援。</p> <p>⑦コロナ禍のため実施なし。</p> <p>【環境対策課】</p> <p>実施なし。</p>	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導におけるアンケートを学期に1回実施し、生徒指導担当教員会や学力向上推進教員会議で共有した。 すべての中学校区等でブロック人権研修を開催した。 支援教育講演会を3回、支援教育コーディネーターを対象とした研修会を2回、支援学級担任者を対象とした研修会を7回、保護者や支援教育に関わる教員を対象とした夜間懇談会を2回開催した。 道徳推進教員研修会を3回開催した。 <p>【環境対策課】</p> <p>実施なし。</p>	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導におけるアンケートを学期に1回実施し、生徒指導担当教員会や学力向上推進教員会議で共有した。 すべての中学校区等でブロック人権研修を実施した。 支援教育講演会を3回、支援教育コーディネーターを対象とした研修会を2回、支援学級担任者を対象とした研修会を7回、保護者や支援教育に関わる教員を対象とした夜間懇談会を2回開催した。 道徳推進教員研修会を3回開催した。 <p>【環境対策課】</p> <p>淀川河川敷に植生する外来植物の駆除体験や外来生物の説明を通して、生物多様性への理解また関心を深めてもらうことを目的に、日頃から淀川河川敷を利用する小学生を主な対象とした、環境学習会を令和5年10月22日に開催。</p>	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全中学校区において教職員を対象に人権研修を実施した。各校の人権課題に即して戦跡巡りや部落差別解消、LGBTQ理解、障がい者理解等多岐にわたるテーマを設定し、研修を通じて十教職員の人権意識の向上と実践的な指導力の向上を図った。 外国人児童生徒交流会の開催やワールドクラス等の取組においては大阪大学のふくふくセンターと連携し、講師派遣を実施し、講師派遣時間数は延べ634時間行った。 市立学校の教員を対象とした支援教育講演会を2回、支援教育コーディネーターを対象とした研修会を2回、支援学級担任を対象とした研修会を5回、保護者や関係諸機関の職員を対象とした夜間懇談会を2回開催した。 講師を招聘し、道徳科を要した道徳教育の充実に向けての研修を年3回実施した。 <p>【環境対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川河川敷に植生する外来植物の駆除体験や外来生物の説明を通して、生物多様性への理解また関心を深めてもらうことを目的に、日頃から淀川河川敷を利用する小学生を主な対象とした、環境学習会を令和6年11月16日に開催。 食品ロス削減をテーマとした出前講座について、市内小学校1校からの依頼を受け、令和7年3月21日に開催。 	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自他の生命や尊厳・価値、文化・習慣の違いを理解し尊重する教育やよりよい人間関係づくりに取り組む。 教科等を横断して、自らの国や諸外国の文化や習慣等に関する学習を推進する。 外国人児童生徒交流会の開催やワールドクラス等への講師派遣を行う。 支援教育に係る研修会を継続実施する。 道徳の教科書を活用しながら、副教材や問題解決的な学習、体験的な学習等を効果的に組み合わせた指導方法についての研修を実施する。 <p>【環境対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境問題に関する教材等の提供。 大阪府内の生物多様性保全に関する情報等の提供。 特定外来生物に関する情報等の提供。

施策の方向性	基本方針	番号	基本方針の説明	担当	関係課	【事業の内容】※R7.4時点	取組実績				【令和7年度の取組予定】※R7.4時点
							【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組実績】※R5.4時点	【令和5年度の取組実績】※R6.4時点	【令和6年度の取組実績】※R7.4時点	
4. 魅力ある学校づくりを推進する ～教育環境の整備～											
		9	○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行への対応についても万全を期す必要があることなども含め、ICT機器を更に活用し、児童・生徒の効果的な学習を実現するため、1人1台端末を整備するとともに、高速大容量回線の接続を可能とする校内ネットワークの整備を実施し、それらの資源を最大限に活用するため、大学などの連携も視野に、学校教育を推進することとします。	教育センター		・ICT支援員の巡回により、授業でのICT機器の活用に関する支援およびメンテナンス作業を行う。 ・電子黒板・書画カメラ・無線アクセスポイント、AppleTV等、効果的な学習を実現するための機器整備を行う。 ・ICT機器を十分に活用できるネットワークについて検証を行う。	①ICT機器の日常的メンテナンスの実施。 ②全ての教室に電子黒板・書画カメラおよび無線アクセスポイントを整備、オンライン授業実施に向けたウェブカメラ等の配備。 ③指導者用タブレット端末導入に向けた適切な機器や整備対象の検討。 ④ネットワーク回線がない家庭に対するモバイルルーター・SIMカードの貸与。 ⑤コロナ禍のため実施なし。	・ICT支援員による支援を含め、ICT機器の日常的なメンテナンスを行った。 ・オンライン学習の充実のため、無線アクセスポイントを追加で整備した。 ・指導者用タブレット端末を、授業を受け持つ教員を対象に整備した。 ・校内ネットワークの使用状況を把握し、学習系のネットワーク回線増強を図った。 ・企業、市民団体等による出前授業や授業支援を学校で活用するための調整を行っている。 ・ソフトバンク株式会社による小学生対象の「プログラミング学習（Pepper活用）」の出前授業を実施。 インターンシップを随時受け入れ。	・学習指導や学習データ利活用のため、教職員校務用パソコン等ICT機器のメンテナンスや更新を行った。 ・普通教室及び特別教室に電子黒板・書画カメラ・無線アクセスポイントを整備した。また、指導者用及び学習用タブレット端末を効果的に活用するためAppleTVの追加整備を行った。 ・ICT機器や学習ソフトを効果的に活用できるような、増強した校内ネットワークの稼働状況や端末のメンテナンス状況を検証し必要な対応を行った。	・ICT支援員による支援を含め、ICT機器の日常的なメンテナンスを行った。 ・オンライン学習の充実のため、無線アクセスポイントを整備することができている。 ・授業を受け持つ教員にタブレット端末を配備し、授業での活用について研修などを進めることができた。 ・校内ネットワークの使用状況を把握し、学習系のネットワーク回線増強を図った。	・学習指導や学習データ利活用のため、教職員校務用パソコン等ICT機器の活用について、支援を行う。 ・すべての教室に整備されている電子黒板・書画カメラ・無線アクセスポイントを活用した授業づくりについて効果的な指導助言を行う。また、整備したAppleTVを活用して、指導者用タブレット端末の活用についても指導助言を行う。 ・ICT機器や学習ソフトを効果的に活用できるような、増強した校内ネットワークの稼働状況について業者とともに検証を行う。
		10	○守口市学校規模等適正化方針に基づく取組により小規模校が解消されたことから、今後は学校の老朽化に係る対応に主眼を置き、学校トイレなどの改修に続き、計画的な整備・改修を推進します。加えて、学校は学びの場であるとともに、地域の拠点でもあることから、地域に根ざした学校として、地域活動や災害時における避難所としての役割をさらに充実させられるよう、環境整備を推進します。	教育総務課	危機管理室	・市内中学校に、不審者対策としてモニター付き電子錠及び防犯カメラ設置に向け設計を行い計画的に安心・安全な教育環境の向上を図っていく。 ・令和3年度より供用を開始したさくら小学校の児童数が開校前の想定を大きく上回り将来的に教室数の不足が見込まれることから、新校舎増築に向け、設計を行い、計画的に学校施設整備を進め、教育環境の向上を図っていく。 ・令和4年8月に、これからの学校規模の適正化に向けた考え方を取りまとめた「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」を策定した。基本方針（改訂版）には具体的方策として、大規模化が見込まれる守口小学校の施設整備及び八雲中学校区における義務教育学校の設置を示しており、取組みを具体化するため、「守口小学校施設整備方針」及び「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」を策定した。	・教育環境向上のため、市内全中学校及び義務教育学校、小学校5校（守口小・錦小・よつば小・寺方南小・さくら小）にウォータークーラーを設置しているが、新たに八雲東小学校にウォータークーラーを設置し、中学校5校（第一中・庭窪中・梶中・大久保中・錦中）に設置しているウォータークーラーについては機器の老朽化に伴い、更新工事を実施した。 また、定期的な学校施設の巡回や学校からの報告を受け判明した学校施設の不具合については、設備の修繕等を実施するなど速やかに対応した。 ・令和3年度には、新たな学校の在り方と適正規模について「守口市新しい学校・園づくり審議会」に諮問し、令和4年3月に答申を得た。	・ウォータークーラー未設置の小学校7校（庭窪小・八雲小・金田小・梶小・藤田小・佐太小・下島小）について、令和4年度に設置完了した。また、守口小学校の施設整備に向けた用地測量業務及び市内小・中学校及び義務教育学校の屋内運動場への空調設置に向けた空調設置可能性調査を実施した。 ・令和4年3月の守口市新しい学校・園づくり審議会の答申に基づき「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂した。	・市内小・中学校及び義務教育学校（八雲小学校・八雲中学校を除く）の屋内運動場に空調及びLED照明を設置した。 ・八雲小学校と下島小学校の統合に伴い、統合校の校舎になる八雲小学校の新たに普通教室となる教室に空調機を設置した。	計画的に安心・安全な教育環境の向上を図るため以下4点を実施した。 ・市内中学校に、不審者対策としてモニター付き電子錠設置工事の設計を行った。 ・さくら小学校については、開校前の想定を大きく上回って、新築住宅や大規模集合住宅の建設により児童数が増え、今後も継続的に学級数が増加し、将来的に教室の不足が見込まれることから、令和6年度に基本設計・実施設計を行った。 ・守口小学校については、令和5年度に実施設計が完了し、令和6年度に建設工事を行った。 ・八雲中学校区については、R8年度の完工に向けて、工事の入札、着工予定である。	計画的に安心・安全な教育環境の向上を図るため以下4点を実施する。 ・R6年度に市内中学校に、不審者対策としてモニター付き電子錠設置工事の設計を行った。R7年度内に工事を実施する。 ・さくら小学校については、R8年度の完工に向けて、工事の入札、着工予定である。 ・守口小学校については、令和8年度からの新校舎供用開始に向けて引き続き、建設工事を実施する。 ・八雲中学校区については、R8年度の完工に向けて、工事の入札、着工予定である。
5. 地域の力と教職員の自己研鑽で学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～											
		11	○学校園において、学校運営協議会での意見や保護者等からの評価を学校経営に反映することで多様な視点を取り入れます。また、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるために教職員の更なる資質の向上に努め、それを児童・生徒の指導に生かすことで、地域とともに学校力を高めます。	学校教育課	教育センター	・学校運営協議会にて保護者・地域住民等の意見を学校運営に反映し、学校・家庭・地域の協働による教育活動の推進。	①年度末に全校で実施。 ②③④教職研究カレッジを開催。 ⑤全教職員で実施。	・すべての中学校区等において年間5回以上の学校運営協議会を開催した。すべての中学校区等において、学校評価アンケートの内容について協議するとともに、アンケート結果の共有後、学校関係者評価をいただいた。 ・教職員研究カレッジを開催し、児童生徒理解やICT活用指導力を含む授業力向上、支援教育等の専門的分野の講師による研修会を実施した。	・すべての中学校区等において年間5回程度の学校運営協議会を開催した。すべての中学校区等において、学校評価アンケートの内容について協議するとともに、アンケート結果の共有後、学校関係者評価をいただいた。 ・教職員研究カレッジを開催し、児童生徒理解やICT活用指導力を含む授業力向上、支援教育等の専門的分野の講師による研修会を実施した。	・すべての中学校区等において年間5回程度の学校運営協議会を開催した。PDCAサイクルに基づいた学校運営に向け、すべての中学校区等において、学校評価アンケートの内容について協議するとともに、アンケート結果の共有後、学校関係者評価をいただいた。 ・教職員研究カレッジを開催し、児童生徒理解やICT活用指導力を含む授業力向上、支援教育等の専門的分野の講師による研修会を実施した。 ・市内の優れた取組みを共有し、今後に活かせるよう、クラウド環境の活用や中学校区の合同研修会を実施する。	・PDCAサイクルに基づいた学校運営を行う。 ・年間を通じて、学校運営協議会を計画的に開催し、学校支援活動を推進する。 ・校内の研修テーマや重点課題に正対した研修を企画・実施する。 ・校内研究や教育センター実施の研修で教職員間の協働的な学びを充実させるため、ICT機器やクラウド環境を活用する。 ・研修機会の充実に向け、オンライン、オンデマンド型研修を効果的に活用する。 ・市内の優れた取組みを共有し、今後に活かせるよう、クラウド環境の活用や中学校区の合同研修会を実施する。 ・他の自治体や機関等が実施する研修を教職員に積極的に周知し、参加や活用を促す。
6. 安心して子育てができる環境を整備する ～若い世代や子育て家庭の定住促進のためにも～											
		12	○義務教育の就学前後の連続性に考慮した切れ目のない支援をはじめ、教育・保育内容の充実について教育・保育人材の資質向上を含め、引き続き取り組みます。また、育児や児童の食事・衣服の清潔の世話、生活環境を整えることが困難な家庭に対して相談・支援などを行うことにより、必要に応じた子育てと保護者支援を行います。	こども家庭センター	学校教育課 こども施設課	支援対象児童の養育・育児の負担・不安を抱える保護者や妊産婦を把握した際は、子育て世帯訪問支援事業を実施し、委託した事業者へルバーを派遣し、家事や育児などの支援をおこなうながら、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ。養育支援訪問事業（相談型）については、育児不安の解消のための相談支援や養育方法の提供等、個々の相談内容に応じて、助産師や保健師等の職員が対応する。また園へ定期訪問して、支援対象児童の情報・リスクの共有を図ったり、虐待の兆候がみられる児童については、児童虐待の未然防止や抑止に向け、早期発見・早期対応に努める。	令和3年度、養育支援訪問事業の育児家事援助型は、年間21家庭、424回を実施した。相談型については、9家庭、14回実施した。	令和4年度、養育支援訪問事業の育児家事援助型は27家庭、490回、相談型は15家庭、66回実施した。	令和5年度、養育支援訪問事業の育児家事援助は19家庭308回、相談は6家庭16回。	令和6年度、子育て世帯訪問支援事業の育児家事援助は23家庭、457時間、養育支援訪問事業の相談は5家庭10回の支援を実施した。	子育て世帯訪問支援事業の育児家事援助は年25家庭、660時間を想定している。今年度から支援内容を拡充し、保育所などの送迎や大掃除等も追加し、各家庭に必要な支援が行き届くよう本事業を継続実施、養育支援訪問事業（相談型）は必要に応じて、職員が適宜実施していく。 ヤングケアラーについての啓発や周知を行うとともに、関係機関と連携しヤングケアラーの実態把握に努める。

施策の方向性	基本方針	番号	基本方針の説明	担当課	関係課	【事業の内容】※R7.4時点	取組実績				【令和7年度の取組予定】※R7.4時点
							【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組実績】※R5.4時点	【令和5年度の取組実績】※R6.4時点	【令和6年度の取組実績】※R7.4時点	
II. つながりとふれあいの推進											
7. 人・地域がつながる ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～											
13			○保護者や地域住民に、「協力者」から一歩前進し、「当事者」として学校運営に参画いただくために、学校運営協議会を全ての中学校区等に設置しました。今後、本協議会を活用し、家庭の教育力の低下や地域でのコミュニティ意識の希薄化などの社会的課題に対応し、子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わるネットワーク化を促進・支援することで、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の更なる充実に努めます。	学校教育課		・学校運営協議会にて保護者・地域住民等の意見を学校運営に反映し、学校・家庭・地域の協働による教育活動の推進 ・中学校区等で進める重点的な教育活動やめざす子ども像を情報発信するとともに、学校間連携の取組みや学校・家庭・地域のつながりで進める取組みの報告を行う中学校区等教育フォーラムの実施 ・ボランティア活動が円滑に実施されるよう学校支援コーディネーターの配置	①各中学校区等で学校運営協議会の開催（年3～5回）、学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催（年1回）。 ②全中学校区等に配置（34名）。	・すべての中学校区等において年間5回以上の学校運営協議会を開催した。すべての中学校区等で学校支援活動について協議が行われ、コロナ禍で一時減少したボランティア登録人数が増加した。（1165人→1254人） ・コロナ禍により一部制限はあったものの、すべての中学校区等において教育フォーラムを実施した。庭窪中学校区では、『フェスタでつなぎ・育てる地域と子どもたちの絆』をテーマに庭中ふれあいフェスタを開催した。 ・学校支援コーディネーターは全中学校区に配置（37名）	・すべての中学校区等において年間5回程度の学校運営協議会を開催した。すべての中学校区等で学校支援活動についてボランティア登録人数を維持できている。（R3：1165人→R4：1254人→R5：1243人） ・すべての中学校区等において教育フォーラムを実施した。 ・学校支援コーディネーターは全中学校区に配置（R5：49名※R4は37名）	・すべての中学校区等において年間5回程度の学校運営協議会を開催した。すべての中学校区等で学校支援活動についてボランティア募集を行うなどの協議が行われた。（R6末：1209人） ・すべての中学校区等において教育フォーラムを実施した。 ・学校支援コーディネーターは全中学校区に配置	・学校運営協議会制度を効果的に活用し、PDCAサイクルに基づいた学校運営を行う。 ・地域の方に自分も参加できる学習支援活動があることを知ってもらうために、実際に行われている学習支援活動を学校だよりや学校ホームページ、学校運営協議会の広報紙等で発信する。 ・年間を通じて、学校運営協議会を計画的に開催し、学校支援活動を推進する。 ・家庭との迅速な連絡、情報・スケジュール共有のため、学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用する。
8. 生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～											
14			3つのエリアコミュニティセンターと5つの地区コミュニティセンターにおいて、社会教育の場や市民協働の推進、集会、防災支援など、市民の皆さんの更なる学びとつながりを引き続き支援します。	コミュニティ推進課		・東部・中部・南部の3エリアで連絡会（意見交換会）等を開催し、地域ニーズを把握し、市内の各コミュニティセンターで事業・イベントを開催する。	・市内8か所のコミュニティセンターにおいて、市民協働、社会教育、地域福祉、防災等様々な事業を実施する。 地域の達人に学ぶ、コミュニティカフェ、健康講座、守口災害講座等	・夏休み子ども講座 ・おうちで実践！健康講座 ・子ども向け防災講座 ポリ袋クッキング ・コミュニティカフェ ・ばあばとお料理教室 ・これぞ地産地消！守口大根 等	・子ども体験講座 ・おうちで実践！健康講座 ・地震に備える防災講座 ・コミュニティカフェ ・守口大根 栽培から食すまで伝統野菜の守口大根と一緒に育てましょう 等	・防災訓練 ・子ども体験講座 ・健康講座 ・コミュニティカフェ ・web講座 ・守口大根 栽培から食すまで伝統野菜の守口大根と一緒に育てましょう 等	・引き続き、市内各コミュニティセンターにおいて、市民協働、社会教育、地域福祉、防災等様々な事業を実施する。
15			令和2年6月にオープンした守口市立図書館は、生涯学習情報センターで実施されていた図書サービスを更に拡充するとともに、市民の皆さんの活動を支援するコミュニティ機能を備えることによって、主体的に集い、学び、交流できる利活用しやすい施設として運営します。さらに、守口市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書との合同研修会を実施するなど、学校図書館との更なる連携に努めるとともに、おはなしボランティアの派遣など学校での読書活動の支援や、参考資料やレファレンスサービスの充実などにより、調べ学習や自主学習への支援に取り組めます。	生涯学習・スポーツ振興課		・蔵書数の拡充と資料の充実。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書等との連携を推進。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園及び市内児童クラブに派遣。 ・おはなしボランティア「養成講座」の実施。 ・市内小学校新1年生全員を対象に図書りょうしゃカード申込書及び読書通帳の配布。 ・守口市立図書館公式LINEの開設。	・「守口市立図書館運営方針」で定めた蔵書数拡充計画の目標令和3年度185,000冊に対して、実績195,876冊。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出し（3,913冊）を行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市内小学校の見学受入。	・「守口市立図書館運営方針」で定めた蔵書数拡充計画の目標令和4年度195,000冊に対して、実績207,791冊。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出し（6,459冊）を行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・学校図書館司書の会議に図書館司書が参加。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園（3園各3回）及び市内児童クラブに派遣。 ・市内小学校の見学受入。 ・おはなしボランティア「養成講座」の実施。（全3回延べ27名参加） ・市内小学校新1年生全員を対象に図書りょうしゃカード及び読書通帳の配布 ・電子図書館サービスの開始（令和4年7月1日から） ・一部イベントのオンラインでの受付を実施。	・「守口市立図書館運営方針」で定めた蔵書数拡充計画の目標令和5年度205,000冊に対して、実績217,529冊。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出し（8,002冊）を行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・学校図書館司書の会議に図書館司書が参加。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園（3園各3回）及び市内児童クラブに派遣。 ・市内小学校の見学受入。 ・おはなしボランティア「養成講座」の実施。（全3回延べ27名参加） ・市内小学校新1年生全員を対象に図書りょうしゃカード申込書及び読書通帳の配布 ・図書りょうしゃカード申込のオンライン化実施。（スマート登録） ・スマートフォンやタブレット画面にりょうしゃカードのバーコード表示を実施。（スマート貸出）	・「守口市立図書館運営方針」で定めた蔵書数拡充計画の目標令和6年度215,000冊に対して、実績225,752冊。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出し（7,531冊）を行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書等との合同研修会などの連携を推進。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園及び市内児童クラブに派遣。 ・市内小学校新1年生全員を対象に図書りょうしゃカード申込書及び読書通帳の配布。 ・守口市立図書館公式LINEを活用することで、利用者の更なる利便性の向上を図る。	・「守口市立図書館運営方針」の蔵書数拡充計画で掲げた蔵書数には達したが、引き続き施設のキャパシティの範囲内で蔵書数の充実を図る。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書等との合同研修会などの連携を推進。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園及び市内児童クラブに派遣。 ・おはなしボランティア「養成講座」の実施。 ・市内小学校新1年生全員を対象に図書りょうしゃカード申込書及び読書通帳の配布。 ・守口市立図書館公式LINEを活用することで、利用者の更なる利便性の向上を図る。
16			○市立図書館内の文化財展示スペースにおいて、古文書や郷土資料の保管・展示を行い、市民の皆さんが広く本市の文化や歴史を学ぶことができる場として、積極的に市の魅力発信に取り組めます。加えて、文化財の魅力発信を目的とする本市社会教育関係団体の活動と連携し、講座等を開催することにより市民の皆さんが文化財を理解する機会に創出にも引き続き取り	生涯学習・スポーツ振興課		・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。（通年） ・郷土資料等を活用したイベントの実施。 ・市文化財研究会との共催でイベントの実施。	・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。（通年） ・文化財ガイドマップの更新や「図説もりぐちの文化財」などの設置。 ・市文化財研究会との共催事業として、子ども考古学教室（12月）で勾玉作り体験を実施。（14組35名の親子が参加） 文化財展、文化財講座（10月）は実施を予定していたが新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止。	・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。（通年） ・市文化財研究会との共催事業を実施 ○子ども考古学教室「弥生時代の脱穀（だっこく）もみすり体験！！」（26名参加） ○文化財展「江戸時代の「武」」（125名見学） ○市民文化財講座「中世の大量出土銭」（21名参加） ・ぶらりあるき歩きマップの発行。	・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。（通年） ・市文化財研究会との共催事業を実施 ○子ども考古学教室「親子で！勾玉づくり 勾玉ってなに？」（40名参加） ○文化財展「江戸時代の「武」」（135名見学） ○市民文化財講座「江戸時代における河内地域の名所本について」（22名参加）	・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。（通年） ・市文化財研究会との共催事業を実施 ○子ども考古学教室「親子で勾玉づくり！！勾玉ってなに？」（42名参加） ○文化財展「昭和の守口－写真で振り返る守口の変遷－」（297名見学） ○市民文化財講座「失われる風景—『写真資料』と町並み—」（15名参加）	・市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。（通年） ・郷土資料等を活用したイベントの実施。 ・市文化財研究会との共催でイベントの実施。（子ども考古学教室、文化財展、文化財講座）

施策の方向性	基本方針	番号	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】 ※R7.4時点	取組実績				【令和7年度の取組予定】 ※R7.4時点
							【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組実績】※R5.4時点	【令和5年度の取組実績】※R6.4時点	【令和6年度の取組実績】※R7.4時点	
		17	○地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。	教育総務課	学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課	学校施設を子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において開放している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校施設利用者等には感染防止対策を徹底するよう周知し、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において開放した。	教育活動に支障がない範囲において積極的に開放を実施した。	教育活動に支障のない範囲において積極的に開放を実施した。	学校施設を子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において開放した。	教育活動に支障のない範囲において、利用率と利用者の利便性の向上をめざし、電子申請化の検討を行う。
		18	○本市における都市農業に対する子どもたちの理解を促進するため学校給食への食材の支援や児童の農業体験事業の支援、農の営みを通じた郷土を愛する教育や啓発に取り組みます。	地域振興課	保健給食課	・学校給食の担当課と連携を図り、地場産野菜を学校給食の食材として活用し、食育や都市農業への理解促進に取り組んだ。 ・市内農家で構成される「守口都市農業研究会」等が実施する地場産野菜の朝市などのイベントへの出店の支援を行った。	・地場産野菜の学校給食活用事業として、市内小学校へ6月に玉葱とじゃがいも、そして12月には大根を市内農家や関連団体から提供。	・学校給食への食材提供。 ・庭窪小学校の児童による守口大根の収穫。 ・市内農家による児童への農業体験の実施。 ・定期的な野菜朝市の開催及び市庁舎前での野菜朝市の開催。 ・守口市民まつりやいい夫婦フェスタ等のイベントへの出店の支援。 ・守口大根長さコンクールの実施。	・学校給食への食材提供。 ・庭窪小学校の児童による守口大根の収穫。 ・市内農家による児童への農業体験の実施。 ・定期的な野菜朝市の開催及び市庁舎前での野菜朝市の開催。 ・守口市民まつりやいい夫婦フェスタ等のイベントへの出店の支援。 ・守口大根長さコンクールの実施。	・学校給食への食材提供。 ・庭窪小学校の児童による守口大根の種まき及び収穫。 ・市内農家による児童への農業体験の実施。 ・定期的な野菜朝市の開催及び市庁舎前での野菜朝市の開催。 ・守口大根長さコンクールの実施。	・野菜朝市の新たな開催場所などを検討する。 ・地場産野菜の学校給食への食材提供を支援する。 ・都市農業の理解と郷土愛の醸成を目的として、守口大根の収穫に児童の参加を図る。 ・守口大根長さコンクールの実施。